

佐野市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画
(第5版)

令和3年9月

佐 野 市

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）は、感染症の発症を予防すると共に、死亡者や重症者の発生を抑制し、その結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るものであり、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものである。

新型コロナウイルス感染症から、市民の生命及び健康を守るため、迅速かつ円滑にワクチン接種を実施することを目的とし、「佐野市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」を策定する。

2 対象者

- (1) 原則として佐野市内において、住民基本台帳に記録されている方を対象として行うものとする。なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない方は接種の対象から除外される。
- (2) ワクチン接種日に、戸籍又は住民票に記載のない方、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める方についても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

3 接種順位

ワクチン接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種」の手引きに示す接種順位に従い実施する。また、接種順位の定めのない64歳以下の方については、エッセンシャルワーカー（警察官、小・中・義務教育学校及び幼稚園の教諭、保育士、福祉施設従事者等）、60歳から64歳の方、以下年齢の高い方から順に接種する。

接種順位は原則以下のとおりとするが、ワクチンの供給状況によりさらに細分化する場合がある。

- ① 医療従事者等（栃木県により実施）
- ② 高齢者（ワクチンの供給量が少ないため、高齢者施設等から接種を開始する。また、一定の要件を満たした場合は、高齢者施設等の従事者について、施設内で高齢者と同時接種を実施する。）
- ③ 基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者
- ④ 上記以外の方については、エッセンシャルワーカー、60歳から64歳の方、以下年齢の高い方から順に接種する。

4 接種対象者数の試算

接種対象者数は以下のとおり。令和3年4月1日現在の人口（116,982人）で試算

対象者	内 容	人 口
医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の運搬に携わる救急隊員及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む）	3, 4 3 6 人
高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する方	3 7, 6 4 5 人
基礎疾患を有する方	<p>1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） <p>2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の方</p>	<p>総人口の4.9% (20～59歳)</p> <p>5, 7 3 2 人</p>
高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。）において、利用者に直接接する職員（市町村の判断により、一定の居	<p>総人口の1.6%</p> <p>1, 8 7 1 人</p>

	宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者も含まれる。)	
その他(上記以外の方)	60～64歳の方	7,647人
	ワクチンの供給量を踏まえて、順次接種	60,651人
	うち12歳未満(10,216人)を除いた人数 ファイザー製のワクチンを想定	50,435人
合計		116,982人
うち12歳未満(うち10,216人)を除いた人数		106,766人

※住所登録外接種人数は積算対象外とする。

5 接種目標

(1) 想定接種人数・回数

対象者	人口	接種率	接種想定人数	接種想定回数
①高齢者	37,645人	80%	30,116人	60,232回
②基礎疾患を有する方	5,732人	80%	4,586人	9,172回
③高齢者施設等の従事者	1,871人	80%	1,497人	2,994回
④60歳から64歳の方	7,647人	80%	6,118人	12,236回
④その他(上記以外の方)	50,435人	80%	40,348人	80,696回
合計	103,330人	80%	82,665人	165,330回

※その他は12歳未満を除く

(2) 接種目標

接種を希望する高齢者は10週間、全市民は11月末(約7ヵ月間)までにワクチン接種を完了させることを目標とする。特に高齢者の接種については、関係機関の支援を得ながら国が示す7月末までの終了を目指すものとする。

警察官、小・中・義務教育学校及び幼稚園の教諭、保育士、福祉施設従事者等のエッセンシャルワーカーに対しては、可能な限り早期の接種を進める。さらに新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生を防止するため、高齢者施設等の従事者に対しての接種を推進する。また、職域接種を推進し、接種の加速化を図る。

※8月、9月は国からのワクチンの供給が減少したため、接種回数を調整して実施する。

(ア) 接種想定人数 8.3万人(接種回数16.6万回)

(イ) 接種期間 4月26日～11月(約7ヵ月間)

※高齢者の接種開始当初はワクチンの供給量を踏まえ、高齢者施設から開始。

一般の方の個別接種は5月24日から、集団接種は5月29日から開始。

※参考 国で示す接種期間:令和3年2月17日～令和4年2月28日まで

(ウ) 接種回数 5,000回/週～10,000回/週

※接種回数については、ワクチンの供給状況により最適化を図るものとする。

(エ) スケジュール

単位:回

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
個別接種	3,400	20,400	28,800	22,600	7,000	7,000	4,000
集団接種	540	6,680	7,580	7,000	12,000	23,000	16,000
延べ接種回数	3,940	31,020	67,400	97,000	116,000	146,000	166,000
接種時期		① 高齢者		60,232回			
				②③	12,166回		
					④その他	92,932回	

②基礎疾患を有する方

③高齢者施設等の従事者

④その他 エッセンシャルワーカー、60歳～64歳の方、その他の年代

(3) 各年代等の接種について (ファイザー社製ワクチン)

(ア) 各年代、基礎疾患のある方、高齢者施設従事者

・対象者及び接種実施日

対象者	予約開始日及び接種実施日
75歳以上の方 (昭和22年4月1日以前に生まれた方)	予約開始日 令和3年5月17日(月)から 接種実施日 令和3年5月24日(月)から
65歳～74歳の方 (昭和22年4月2日～昭和32年4月1日生まれの方)	令和3年6月7日(月)から
基礎疾患のある方	令和3年7月26日(月)から
60歳～64歳の方 (昭和32年4月2日～昭和37年4月1日生まれの方)	令和3年8月2日(月)から
高齢者施設等従事者	令和3年8月2日(月)から
55歳～59歳の方 (昭和37年4月2日～昭和42年4月1日生まれの方)	令和3年8月25日(水)から
50歳～54歳の方 (昭和42年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方)	令和3年9月1日(水)から

40歳～49歳の方 (昭和47年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方)	令和3年9月 8日(水)から
39歳以下の方 (昭和57年4月2日以前に生まれの方)	令和3年9月28日(火)から

※集団接種は平成18年4月1日以前に生まれた方が対象

・実施方法 個別接種、集団接種

(イ) エssenシャルワーカー

- ・対象者 市内に勤務する警察官、小・中・義務教育学校及び幼稚園の教諭、保育士、福祉施設従事者等 2, 285名
- ・実施方法 集団接種
- ・接種会場 イオンタウン佐野
- ・接種実施日 1回目接種 7月30日(金)、7月31日(土)、8月1日(日)
8月 5日(木)、8月 7日(土)、8月8日(日)
2回目接種 8月20日(金)、8月21日(土)、8月22日(日)
8月26日(木)、8月28日(土)、8月29日(日)

※消防団員については、ワクチンの供給状況を踏まえて9月の集団接種の枠の中で実施する。

(ウ) 妊娠中の方

- ・対象者 佐野市に住民票のある母子手帳の交付を受けている妊婦
- ・実施方法 個別接種・集団接種
- ・接種実施日 令和3年9月1日(水)から

(エ) 小・中・義務教育学校の小・中・義務教育学校の児童生徒

- ・対象者 佐野市に住民票のある児童生徒
- ・実施方法 個別接種
- ・接種実施日 令和3年9月7日(火)から

(オ) 高校生相当年齢の方

- ・対象者 佐野市に住民票のある高校生相当年齢の方
- ・実施方法 個別接種・集団接種
- ・接種実施日 個別接種 令和3年9月28日(火)～
集団接種 1回目接種 10月 1日(金)、10月 8日(金)
2回目接種 10月22日(金)、10月29日(金)

※接種会場はイオンタウン佐野(浅沼町)

(4) 武田/モデルナ社製ワクチンを使用した接種について

- (ア) 対象者 16歳～(平成18年4月1日以前に生まれた方)
上限8, 800回/月×2月分

(イ) 実施形態 栃木県と連携し佐野市が主体となって実施する。県は県分の接種枠の予約受付を担う。なお、接種枠の割合は佐野市75%、栃木県25%とし、それぞれの予約システムで予約する。

(ウ) 実施方法 集団接種

(エ) 接種会場 イオンタウン佐野（浅沼町）

(エ) 接種実施日

1回目接種 9月29日（水）、9月30日（木）、10月6日（水）、
10月7日（木）、10月13日（水）、10月14日（木）
10月20日（水）、10月21日（木）

2回目接種 10月27日（水）、10月28日（木）、11月3日（水）、
11月4日（木）、11月10日（水）、11月11日（木）、
11月17日（水）、11月18日（木） 合計16日間

※下線は栃木県の接種枠とする。

接種時間 午後1時30分～午後5時、午後7時～午後8時30分

(オ) 予約方法

佐野市：コールセンター・WEB

	予約受付開始日	1回目接種日
1	9月14日（火）	9月29日（水）、9月30日（木）
2	9月21日（火）	10月7日（木）
3	9月28日（火）	10月13日（水）、10月14日（木）
4	10月5日（火）	10月21日（木）

栃木県：WEB

	予約受付開始日	1回目接種日
1	9月28日（水）	10月6日（水）、10月20日（水）

6 接種体制

ワクチン接種は、かかりつけ医等による「個別接種」を中心に実施し、市が設置する会場での「集団接種」により補完する。集団接種会場は、ワクチン接種の進捗状況により増減を図るものとする。また、高齢者施設等に対しては、嘱託医等による「巡回接種」を実施する。

(1) 個別接種 市内57医療機関（4,000回/週）

※接種回数は栃木県からのワクチン供給量に応じて増減するものとする。

(2) 集団接種

(ア) 接種会場 佐野市役所（5/29～8/21）、

イオンタウン佐野（浅沼町）第1会場（7/17～）

イオンタウン佐野（浅沼町）第2会場（8/5～）

田沼中央公民館（5/29～）

佐野市保健センター（佐野市役所、田沼中央公民館）

が使用できない場合の代替施設として使用する。)

(イ) 実施日時 5月～8月

土曜日午後、日曜日午前・午後

接種時間 午前：午前8時30分～午前11時30分

午後：午後1時～午後4時

9月～

水曜日・木曜日・金曜日：午後・夜間

土曜日・日曜日：午前・午後

接種時間 午前：午前9時～正午

午後：午後1時30分～午後4時30分

夜間：午後7時～午後8時30分

※金曜日は10月15日までは午前・午後を実施し、10月22日からは午後・夜間を実施する。

(ウ) 実施回数 1,000回/週～5,000回/週

(エ) 接種スタッフ

ワクチン接種は、佐野市医師会、佐野市歯科医師会（8月22日から）、佐野市薬剤師会の協力を得て実施する。また、必要に応じて、栃木県等の協力を得て集団接種協力医療従事者を募り医療従事者の確保を図る。

- ・佐野市役所 医師4名、看護師4名、薬剤師4名
- ・イオンタウン佐野第1会場 医師2名、歯科医師1名、看護師2名
薬剤師4名
- ・イオンタウン佐野第2会場 医師2名、歯科医師1名、看護師2名
薬剤師4名
- ・田沼中央公民館 医師2名、看護師2名、薬剤師2名

※イオンタウン佐野において、歯科医師が不在の日は、看護師の人数を3名とする。

(オ) 会場スタッフ

- ・佐野市役所、イオンタウン佐野第1会場、イオンタウン佐野第2会場
責任者1名、事務員1名、看護職1名、消防職員2名又は3名
運営スタッフ26名

※消防職員は接種後の健康観察を担い佐野市役所に配置するが、佐野市役所の集団接種終了後はイオンタウン佐野第1会場に配置する。消防職員が配置されない会場は看護職を配置する。

- ・田沼中央公民館
責任者1名、事務員1名、看護職1名、消防職員2名又は3名、
運営スタッフ20名

(3) 巡回接種 高齢者施設等の入居者等については嘱託医等の協力を得て実施する。

7 ワクチンの種類及び供給等

(1) ワクチンの種類

接種に用いるワクチンは現時点でファイザー社製、武田／モデルナ社製及びアストラゼネカ社製のものである。本市においては、ファイザー社製ワクチンを個別医療機関及び集団接種会場において使用するほか、令和3年9月29日から武田／モデルナ社製ワクチンを集団接種会場において使用する。複数のワクチンを使用する際はワクチンが混在し間違いが起こらないように細心の注意を怠る。

	ファイザー社	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28日～84日間隔)
保管温度	-75℃±15℃ : 6ヶ月 -20℃±5℃ : 14日 ※なお、1回に限り、再度-90℃～-60℃に戻し保存することができる。 2～8℃ : 1ヶ月	-20℃±5℃ : 6ヶ月 2～8℃ : 30日	2～8℃ : 6ヶ月
1バイアルの単位	5回分/バイアル又は 6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の量)	195バイアル (975回接種分又は 1,170回接種分)	10バイアル (100回接種分)	2バイアル (20回接種分)
備考	(冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1ヶ月以内に行う) (室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う 希釈後、室温で6時間	希釈不要 (一度針をさしたものの以降) 2～25℃で6時間 (解凍後の再凍結は不可) 希釈不要	希釈不要 (一度針をさしたものの以降) 室温で6時間 2～8℃で48時間

(2) ワクチンの供給

市は栃木県から割り当てられたワクチン等をワクチン接種円滑化システム (V-SYS) を用いて、市内の接種医療機関等に割り当てる。

(3) ファイザー社製ワクチンの保管及び配送について

ファイザー社製のワクチンは、佐野市役所及び多人数の接種を行う医療機関にディープフリーザーを設置し保管する。医療機関へのワクチンの配送は市が佐野市役

所から小分けし、定められた方法で行う。医療機関は配送されたワクチンを冷蔵で保管し31日以内に使用する。

(4) ワクチンの有効活用

- (ア) 接種医療機関等はワクチンを保管期限内に使い切る。
- (イ) 市は医療機関へ週1回ワクチンを配送し、保管期限内に接種を完了する体制を構築する。
- (ウ) 接種は完全予約制とし、1バイアルで接種可能な人数の倍数で予約を受付ける。
- (エ) 医療機関等でキャンセル等が発生した場合は、当該医療機関において、接種の待機者等（キャンセル待ちの者、翌日以降の予約者）に接種する。

医療機関における対応が困難な場合は、市は当該医療機関にキャンセル対応者を次の順位により派遣するものとする。

- ① 医療従事者、消防職員
- ② 警察官、小・中・義務教育学校及び幼稚園の教諭、保育士等のエッセンシャルワーカー
- ③ 集団接種会場の運營業務従事者
- ④ 佐野市職員（窓口業務がある部署を優先）

※医療機関等において、キャンセル対応等により接種する場合は、接種券を所持している方であれば接種順位に関わらず接種できるものとする。

8 ワクチン接種の予約及び受付方法

ワクチン接種は完全予約制により実施する。予約については、集団接種はWEB予約システム又はコールセンターにより行う。個別接種はWEB予約システム又はコールセンターにより行うほか、接種医療機関へ直接電話等する方法により行う。予約方法は、市ホームページ及び接種券発送の際にリーフレットを同封し周知する。

9 周知・相談体制

対象となる全ての市民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期にワクチン接種に係る周知を図る。また、コールセンターを開設し、市民の電話相談に対応する。

項目	内容
1 市民への情報提供	広報紙、チラシ、ホームページ等により、ワクチン接種の概要を周知する。
2 接種券の発送	65歳以上の方：令和3年4月28日発送済 その他の方：令和3年7月7日発送済 ※小・中・義務教育学校の児童及び生徒は8月17日発送済。以後、12歳の誕生日経過後に随時発送
3 接種医療機関の周知	接種券同封チラシにより接種医療機関を周知するほか、ホ

	ームページ、チラシ等により周知する。
4 コールセンター	令和3年3月19日に開設済。ワクチン接種の一般的な相談に加えて、住民接種開始後は、集団接種予約及び一部医療機関の予約代行を実施
5 副反応への対応	接種後、15分間以上の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においては、接種医療機関又はかかりつけ医等で対応する旨を周知する。また、栃木県設置の受診・相談センター（電話 0570-052-092）において対応する。 接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する。

1.0 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) 人との接触をできるだけ避け、対人距離を確保する。
- (2) 十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- (3) 感染防止のための利用者の整理をする。（密にならないように対応）
 - ・予約時間を設ける。
 - ・発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある者は、入場しないよう呼びかける。
 - ・非接触式体温計などで体温を測定し、発熱者の入場をお断りする。
 - ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、接種者等の名簿を適正に記録する。
 - ・入口から出口まで一方通行にするなど動線を検討する。
- (4) 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- (5) こまめな手洗い、咳エチケット、うがいなどを徹底する。
- (6) マスクの着用（従事者及び来場者に対する周知）を徹底する。
- (7) 近距離での会話や発声を避ける。
- (8) 人と人が対面する場所は、可能な限り真正面を避けるか、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで間仕切りをする。
- (9) 施設の換気（可能な限り複数の窓を同時に開けるなどの対応）を頻繁に行う。
- (10) 施設の消毒（手すり、ドアノブなど）を行う。
- (11) 他人と共有する物品や手が頻回に触れる箇所を最低限にする。

1.1 接種記録

予診票データはワクチン接種記録システム（VRS）に入力する。その後、VRSから健康管理システムへ移行し保存する。

1.2 その他

本計画に定めのないものは、随時、佐野市医師会等と協議し決定するものとする。